

福島県窓口収納に係るキャッシュレス決済導入業務及び指定納付受託業務  
 公募型プロポーザルに関する質問回答

令和7年2月26日

福島県出納総務課

No.	質問内容	回答
1	<p>様式第3号団体概要について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入札参加にあたり、共同企業体（指定納付受託者と決済端末・POSメーカー）での参加申込みは可能でしょうか。</li> <li>可能である場合、提出書類「様式第3号団体概要」は代表企業のみでの提出、または、企業毎に提出のどちらになるのでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本プロポーザルにおきましては、複数の企業で共同して提案することも可能であるため、共同企業体での参加申込みも可能です。なお、複数の企業（共同企業体を含む。）で共同提案する場合において、共同提案した企業が本プロポーザルでの選定前又は選定後に1社でも欠けることとなった場合は、選定前であれば失格、選定後から契約前であれば取消となります。</li> <li>複数の企業（共同企業体を含む）による共同提案とする場合につきましては、企業毎に「様式第3号団体概要」を作成してください。</li> </ul>
2	<p>仕様書 8. POS アプリ (1) イについて</p> <p>「減額となる商品もあるため、選択した商品の金額を画面タッチ操作で変更できること」について。減額となる商品とは具体的にどのような商品で、どのような場合に減額となるのでしょうか。</p>	<p>県の手数料等（商品）によっては、減免（減額）の対象となる方もおり、減免の例としましては、以下のようなものがあります。</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>手数料等の「総額」から 5/10(50%)減免、7.5/10(75%)減免、8.5/10(85%)減免、10/10(100%)減免となり、減免後の額の10円未満は切り捨て。</li> <li>手数料等の「単価」から上記同様の率が減免となり、10円未満を切り捨てた後の単価に個数を掛ける。</li> </ul> <p>なお、減免に対応できる機能がない場合においては、これらの減免に対応するための代替手段を提案してください。</p>
3	<p>仕様書 8. POS アプリ (4) アについて</p> <p>「クラウドサーバーに1年間以上保管」について。クラウドサーバーでの保管期間が1年間以下の場合、貴庁がダウンロード済の集計データを保管いただく事で、実質1年間以上の集計データ保管が可能になる代替提案は許容いただけるのでしょうか。</p>	<p>集計データをクラウドサーバーに1年間以上保管できない場合において、実質1年間以上保管できる代替手段がある場合は、その旨、提案していただくことは可能です。</p>